

基本目標3 支えあえる地域づくりの推進

本市は3つの日常生活圏域により人口、高齢化率に違いがあるほか、圏域により公共交通機関や生活環境に差があり、外出状況、移動手段などにも異なる傾向がみられます。

様々な会議等で議論されるケース支援において課題とされることも、交通の便や住民主体の通いの場、担い手不足に関する事など、それぞれの地域により抱える課題が多様化してきています。それらの地域課題の多くは、公的サービスや介護保険サービスだけで解決できるものではなく、様々な関係者や地域住民が一体となって取り組むことが必要になってきています。

地域の課題や現状を踏まえた体制づくりのため、平成27年度より市町村が実施する事業として生活支援体制整備事業が位置づけられました。

生活支援体制整備事業では、「地域課題・地域資源の把握」「解決策の検討」を行う場としての協議の場（協議体）の設置や生活支援コーディネーターの配置を行うこととされています。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたり、地域における多様な主体による生活支援体制を整備するため、「地域の課題や資源の把握」から「解決策の検討」までを行うことができる体制や仕組みを構築するとともに、その解決策を実行するための取組みとして、地域資源の開発や担い手の養成、主体間の情報共有並びに連携ネットワークの強化などの一体的な取組みを推進します。

<施策の方向>

●地域の課題把握・解決策の検討..... P82

●ボランティア活動の促進..... P84

●高齢者の権利擁護の推進..... P86

●高齢者虐待の防止..... P88

●介護者への支援..... P89

第1節 地域の課題把握・解決策の検討

地域の課題が多様化していく中で、多様な主体により生活支援・介護予防サービスが提供されることが期待されます。生活支援・介護予防サービスの充実のためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題の把握を行うことが必要なことから、様々な組織等を活用し、地域の課題把握、解決策の検討を行います。

1. 地域包括ケア会議の推進

地域包括ケア会議は、多職種が協働して個別ケースの事例検討を行う会議です。地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や地域で活動するケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指します。

2. 協議体

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、「市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを『協議体』とする。」とされています。

自分たちの生活する地域の目指すべき姿を具体化し、その実現に向け、いわゆる専門家だけでなく、住民一人ひとりの視点から足りないサービスの創出や既存のネットワークの活用を活性化していく取り組みです。

本市では、平成29年度より社会福祉協議会と連携のもと、第二層協議体を3か所立ち上げ、平成30年度には第一層協議体を立ち上げました。本市では、「いい輪ネット」を協議体の愛称としています。協議体の運営により、住民が主体となり、地域の情報を共有し、地域の課題を自ら解決しようという動きが進んでおり、3世代交流につながる機会の創出や新たなサロンの誕生など、地域住民同士の輪が広がっています。

地域での助け合い活動を広げていくことは、地域包括ケアシステムの深化・推進には絶対的に必要不可欠なものであることから、協議体を活用した地域づくりを推進します。

3. 生活支援コーディネーター

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、「高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を『生活支援コーディネーター』とする。」とされています。

本市では、地域福祉の大事な役割を担う社会福祉協議会へ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、協議体と連携しながら生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを進めています。

サービス提供主体の情報共有、連携・協働の強化を図るとともに、地域の支え合い体制の整備に向けたコーディネート機能を果たすため、生活支援コーディネーターの活用及び育成を図ります。

第2節 ボランティア活動の促進

高齢化がさらに進展していくことに伴い多様なニーズが生じる一方で、退職後の団塊の世代を含め、地域の支え合い活動の担い手となることに意欲的な高齢者が増加することも期待されます。

生活支援コーディネーターは、高齢者が地域の支え合い活動の中心的な存在として、支え合い活動が展開されるよう、福祉分野のボランティアに関する「情報提供・収集」、「相談・支援」、「ネットワークづくり」、「育成」、「マッチング」を通じて、ボランティア活動を推進するボランティアセンター等の関係機関と連携しながら、ボランティア活動への参加意識の高い高齢者に向けた情報提供を行うとともに、地域の支え合い活動を推進します。

1. 福祉員制度の充実

福祉員は、自治会の区長の推薦により社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。今後も、地域の支え合い活動を通じた地域づくりのため、福祉員の確保及び育成を図りながら、福祉員制度の充実に努めます。

<福祉員の役割>

- ア 住民の中で孤立する方がいないよう、見守りや目配り、気配りをする
- イ 遠慮から社会福祉協議会まで届いてこない小さな声を拾ってつなげる
- ウ 福祉サービスの存在を知らなくて利用できない方がないようロコミの啓発に努める
- エ 住民からの相談やサービス提供の必要がある方がいた場合、すぐに民生委員か社会福祉協議会へ連絡すること

2. ボランティア等の育成・支援

高齢者の方々が自立した生活を送るには、各種サービスのほかに、地域での支え合いが重要です。

その担い手となるシルバーリハビリ体操指導士や介護予防教室ボランティア、福祉団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実に努め、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。

◆介護予防ボランティア育成講座の開催

<サービス提供計画/実績>

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
開催回数(回)	4	4	0	4	2	△2	4	3	△1
養成者数(人)	60	20	△40	60	26	△34	60	20	△40

※令和2年度は見込量

<サービス提供計画>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	3	3	3
養成者数(人)	30	30	30

3. 福祉教育の充実

子ども達が高齢者や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、より良く行動できる力を養うことを目的に、保育園・幼稚園児と高齢者との交流や、小・中学校の福祉教育の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組みやボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。

また、地域住民や地域の子ども会と高齢者との交流機会の拡大を推進し、福祉をテーマとした生涯学習講座の充実を図ります。

第3節 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力の低下した高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わないような権利擁護の仕組みが重要となります。

1. 権利擁護による日常生活の支援

(1) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進

成年後見制度は、民法に基づく制度として平成12年4月1日に施行されました。施行から20年以上が経過しているなか、制度利用の促進が図られない理由としては、手続きの煩雑さや費用負担の問題など、制度上の課題が要因と考えられます。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が予想されることから、制度内容や手続の方法、費用負担等について、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市ホームページやパンフレット等を活用して普及啓発を推進していくとともに、成年後見制度の利用を希望する方に対して、的確に相談・支援できる体制を整備します。

また、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められています。本市の福祉部門における計画である小美玉市地域福祉計画や小美玉市障がい者計画など、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、パンフレット等を活用した普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、利用希望者に対して的確に対応できる相談窓口の設置など、県央地域定住自立圏構想に基づく「県央地域成年後見支援事業」を活用し、成年後見制度の利用促進に係る取組を強化します。

なお、中核機関の設置については広域中核機関（水戸市及び水戸市社会福祉協議会）が中心となり、県央地域9市町村の中核機関と連携することにより、整備していきます。

<成年後見制度>

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、法律面や生活面で支援する制度です。成年後見制度には、判断能力が不十分になる前にあらかじめ契約することによって将来に備える任意後見制度と判断能力が不十分になってから利用する法定後見制度があります。また、制度を利用する必要のある高齢者で、身寄りがないなど親族等による申立てができない場合は、市長が家庭裁判所に申立てすることができます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

高齢者人口の増加により、認知症や身寄りのない高齢者も増えており、成年後見制度の必要性が高まっています。これにより、市長申し立てを必要とする件数も増加しています。成年後見制度の利用が必要な低所得高齢者への助成を行いながら、高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。

また今後も、障害福祉担当部署と連携しながら助成制度の要綱改正等に対応していきます。

第4節 高齢者虐待の防止

高齢者に対する虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行された平成18年度以降、増加傾向にあります。平成30年度の高齢者虐待の対応状況等に関する調査によると、養護者（介護者）による虐待は17,249件であり、前年比で1.0%増加しています。しかし、これは発見された虐待の件数であり、在宅での介護が増える中、発見されていない虐待も多く存在していると考えられます。虐待は早期発見・早期対応だけでなく、未然に防止することも重要です。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるため、虐待防止の普及啓発に努めるとともに、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。

1. 虐待防止に向けた取組

(1) 虐待防止の普及啓発

虐待は特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。専門職等の関係機関のみならず、虐待のない地域づくりのためには地域住民の役割も重要となることから、虐待防止の普及啓発に努めます。

(2) 早期発見・早期対応の体制強化

地域包括支援センターや介護サービス事業所等の関係機関と連携し、地域のネットワークの強化、適切な介護支援や相談しやすい体制づくりによる虐待の未然防止や早期発見につなげ、高齢者虐待の対応体制の強化を図ります。高齢者虐待が社会全体の問題として認識されるよう、パンフレットや広報紙、市ホームページなどを活用し、高齢者虐待や通報義務などに関する知識の普及啓発に努めます。

(3) 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置

高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資する事を目的として、小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。

この委員会では、高齢者虐待に係る「早期発見及び地域支援に関すること」「相談体制の整備・充実に関すること」「関係機関との情報交換及び連携の強化に関すること」「高齢者虐待防止対策に関すること」等について、高齢者の虐待防止も含めた権利擁護業務を主要な業務の一つに位置づけている地域包括支援センターや関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援について検討していきます。

第5節 介護者への支援

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的の一つとなっています。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では「介護離職ゼロ」に向けた取組みとして、介護の環境整備、介護負担の軽減等により、家族が介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しています。

こうした状況も踏まえ、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組みの一環として、介護者の負担軽減のための取組みを推進します。

1. 介護者支援のための取組

(1) 家族介護者交流事業

介護している家族等を対象に介護技術の習得や介護者のリフレッシュ事業を開催します。

(2) 家族介護用品支給事業

在宅で要介護1～3の認定を受けている方を介護している家族に対し紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を行います。

(3) 家族介護慰労事業

在宅の寝たきり高齢者を介護している家族の慰労として金品を贈呈し、介護者の苦労に報いることにより高齢者福祉の増進を図ります。